

令和4年度(2022年度)入学生用

教員免許状取得のための手引き

養護教諭一種免許状

保健師免許取得による

養護教諭二種免許状

2022年4月

琉球大学医学部保健学科

目 次

I	保健学科で取得できる教員免許状・・・・・・・・・・	1
II	養護教諭免許状取得に必要な最低取得単位数・・・・・・・・	1
III	教員免許状取得のための各科目の対応表・・・・・・・・	2
IV	教育職員免許法（抜粋）・・・・・・・・・・	4
V	教育職員免許法施行規則（抜粋）・・・・・・・・・・	7
VI	リフレクション・デーについて・・・・・・・・・・	8
VII	「養護教諭免許」の取得を希望する学生さんへ・・・・・・・・	10
VIII	養護教諭免許を取得する際の履修モデル・・・・・・・・	12

I 保健学科で取得できる教員免許状

- ・養護教諭一種免許状

在学中に看護学コースの必修科目に加え、教職関連の科目を履修し、申請する。

- ・養護教諭二種免許状

在学中に看護学コースの必修科目に加え、保健師関連の科目を履修し、国家試験合格により保健師免許状を取得した後に、各自で教育委員会へ申請する。

II 免許状取得に必要な最低取得単位数

免許状の種類	免許状取得に必要な科目及び最低取得単位数	備考
養護教諭一種 免許状	養護に関する科目 28単位	教育職員免許法 施行規則第9条に 定める養護およ び教職に関する 科目
	教育の基礎的理解に関する科目 8単位	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 6単位	
	教育実践に関する科目 ・養護実習 5単位 ・教職実践演習 2単位	
	大学が独自に設定する科目 7単位	
	日本国憲法 2単位	教育職員免許法 施行規則第66条 の6に定める科目
	体育 2単位	
	外国語コミュニケーション 2単位	
「数理、データ活用及び人工知能に関する科目、 又は情報機器の操作」 2単位		
養護教諭二種 免許状*	日本国憲法 2単位	教育職員免許法 施行規則第66条 の6に定める科目
	体育 2単位	
	外国語コミュニケーション 2単位	
	「数理、データ活用及び人工知能に関する科目、 又は「情報機器の操作」 2単位	
※ 保健師免許 取得後、各自で 申請		

Ⅲ 教員免許状取得のための各科目の対応表

1. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開設授業科目			備考
科目	単位数	科目名	単位数		
			必	選	
日本国憲法	2	憲法概論	2		
体育	2	健康・スポーツ科学 運動・スポーツ科学演習		2 2	2単位選択必修 ※ 運動・スポーツ科学演習が望ましい
外国語コミュニケーション	2	大学英語 インテンシブドイツ語 I ドイツ語入門 I インテンシブフランス語 I フランス語入門 I インテンシブスペイン語 I スペイン語入門 I 中国語基礎 I 朝鮮語基礎 I インドネシア語基礎 I タイ語基礎 I ロシア語入門 I ヴェトナム語基礎 I ラテン語入門 I		4 4 2 4 2 4 2 4 4 4 4 2 4 2	2単位選択必修
「数理，データ活用及び人口知能に関する科目」又は「情報機器の操作」	2	情報科学演習	2		

※ 保健学科では、教育職員免許法で示された4科目のうちの3科目すなわち「体育」、
「外国語コミュニケーション」、「数理，データ活用及び人工知能に関する科目」又は
「情報機器の操作」に対応する科目の履修は、卒業要件として課されている。
養護教諭免許取得のためには、「日本国憲法」に対応する科目の「憲法概論」を
履修する必要がある。

2. 教育職員免許法施行規則第9条に定める科目

「保健学科履修要綱」Ⅳ. 免許・資格等の(4) 養護教諭に関する科目を参照すること。

※以下の科目については、履修条件があるため注意すること。

- (1) 「教育原理」
「教職入門」を履修済みであること。
- (2) 「教育相談」or「学校カウンセリング」
共通教育科目の「心の科学」or「人間関係論」，あるいは教職科目の「教育心理学」履修済みであること。
- (3) 「養護実践演習」および「養護実習」の受講にあたっては、以下の表に示す条件をすべて満たしていること。(2019年度入学生より適用)

科目名	受講年次	「養護実践演習」「養護実習」を受講する前の条件
教育原理	1年後期～2年前期	履修済みであること
教職入門	1年前期～1年後期	履修済みであること
教育社会学AorB	3年前期	履修済み又は同時履修中であること
教育心理学	2年前期～2年後期	履修済みであること
特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援	3年前期	履修済み又は同時履修中であること
教育課程	2年前期～3年前期	履修済みであること
道徳教育の理論と実践	2年前期～3年前期	履修済みであること
総合的な学習の時間	3年前期	履修済み又は同時履修中であること
特別活動論	2年前期～3年前期	履修済み又は同時履修中であること
教育方法	2年前期～3年前期	履修済みであること
生徒指導論	2年前期～3年前期	履修済みであること
教育相談or学校カウンセリング	2年前期～2年後期	履修済みであること
養護に関する科目	1年前期～3年後期	保健学科履修要綱を参照し、「衛生学・公衆衛生学」「学校保健」「養護概説」「健康相談活動の理論・健康相談活動の方法」「栄養学」「解剖学・生理学」「微生物学・免疫学・薬理概論」「看護学(臨床実習及び救急処置を含む)」に対応する授業科目を、28単位以上履修済みであること

IV 教育職員免許法（抜粋）

第1章 総則

第一条（略）

（定義）

第二条 この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。
2～5 （略）

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3～6 （略）

第三条の二（略）

第2章 免許状

（種類）

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3～6 （略）

第四条の二（略）

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 十八歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2～7 （略）

（免許状の授与の手續等）

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2～3 （略）

第六条～第二十三条（略）

別表第一（第5条，第5条の2関係） （略）

別表第二（第5条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数
	専修免許状	修士の学位を有すること。	八〇
養護教諭	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	五六
		ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	一二
		ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。	二二
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	四二
ロ 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けていること。			
ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。			
備考			
<p>一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関する科目の単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>三 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。</p> <p>四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。</p>			

別表第二の二（第5条関係） （略）

V 教育職員免許法施行規則（抜粋）

第1章 単位の修得方法等

〔単位の修得方法等〕

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

〔単位の計算方法〕

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

〔基礎資格を取得する場合の単位の修得方法〕

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条～第八条 （略）

〔養護教諭の科目の単位の修得方法〕

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	養護及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得	第二欄 養護に関する科目		二八	二八	二四
	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	八	八	五
		教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
単四位	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	六	六	三
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
教	第五欄 教育実践に関する科目	養護実習	五	五	四
		教職実践演習	二	二	二
第六欄	大学が独自に設定する科目		三一	七	四

備考

- 一 養護に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。
 - イ 専修免許状又は一種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）四単位以上、学校保健二単位以上、養護概説二単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
 - ロ 二種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）二単位以上、学校保健一単位以上、養護概説一単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
- 二 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 三 養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（以下「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（養護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 三の二 前号に規定する実務証明責任者は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務責任者と同様とする。
- 四 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 五 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合におしても同様とする。）。
- 六 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。
 - イ 専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
 - ロ 一種免許状又は二種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目
- 七 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を、教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。）、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。）並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。
- 八 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

第十条 (略)

[一種免許を有する者等の単位数]

第十条の二 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規程により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

- 2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第二十条第一項、第二十二條第四項及び第六十六條の八において同じ。）、教諭の教育の基礎的理解に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第二十二條第四項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条まで、第七条、第九条及び第十条に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。
- 3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。
ただし、第二条から前条までに規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。
- 4 第七条第三項又は第五項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合、当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合又は特別支援学校教諭の二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合には、同条第三項又は第五項に定める単位数のうち二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は、既に修得したものとみなす。
- 5 第七条第三項又は第五項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該新教育領域を定めた二種免許状の授与を受けるため、又は二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を同条第三項又は第五項に定める一種免許状に係る単位数に含めることができる。ただし、同条第三項又は第五項に定める単位数のうち、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。

第十条の三

免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する他の大学において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十七条の三（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十三条の二、短期大学設置基準第十三条の三、専門職短期大学設置基準第二十条の二又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十二条の二の規定により認定課程を有する大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

- 2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八条（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条、短期大学設置基準第十四条、専門職短期大学設置基準第二十一条又は専門職大学院設置基準第十三条、第二十一条若しくは第二十七条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。
- 3 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項、専門職短期大学設置基準第二十三条第一項又は専門職大学院設置基準第十四条第一項、第二十二條第一項若しくは第二十八条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第五条まで、第七条、第九条及び第十条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

第十一条～第六十六条の五 (略)

[科目の単位]

第六十六条の六 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の修得に必要なものとして定める科目は、「日本国憲法」二単位、「体育」二単位、「外国語コミュニケーション」二単位、「数理、データ活用及び人口知能に関する科目」二単位又は「情報機器の操作」二単位とする。

第六十六条の七～第七十六条 (略)

附 則 (略)

リフレクション・デーについて

本学では、理論と実践を結び付けた教職に関する学びを支援し、実践力の高い教員を養成するために、「リフレクション・デー」を設けます。「リフレクション・デー」とは、教員免許状の取得を希望する学生が必ず履修するセミナーであり、学生各自が作成した教職カルテ等を学びの履歴として用いて授業や様々な活動を通して、学んだ知識や技能などの振り返り（省察）を行います。

1. 対象

教職課程の履修を希望する全ての学生（当面は教育学部生を除く）

2. 実施時期等

(1) 実施時期

リフレクション・デーの実施時期は次の2期です。

第Ⅰ期：教職課程の履修を始めた年度（又は履修を始める前年度）の年度末

第Ⅱ期：教育実習の前年度の年度末

(2) 実施日

後学期期末試験終了後から2週間程度の間の日を予定しています。

また、第Ⅰ期と第Ⅱ期は同日開催とします。

(3) 実施時間

①第Ⅰ期は開催日の午前11時から午後1時まで

②第Ⅱ期は開催日の午前9時から12時まで

※開催日の午前11時から12時までは、第Ⅰ期対象者は第Ⅱ期対象者のアドバイスを受けて、これまでの振り返りと次年次以降の計画を立てる時間とします。

◆2. の詳細については、後学期開始前に教務情報システムのお知らせ欄や各学部掲示板等でお知らせします。

3. リフレクション・デーの位置づけ

(1) 第Ⅰ期に参加していなければ、第Ⅱ期に参加することはできません。第Ⅰ期と第Ⅱ期同時に（同一年度に）参加することはできません。

(2) 第Ⅱ期に参加していなければ、翌年の「学校教育実践指導Ⅱ」の履修を認めません。

4. 内容

(1) 外部講師による実践講話

(2) 教育観、「教職カルテ」の確認及び記述、自己評価の記述

※参加する学生は直近の「教職カルテ」をプリントアウトして持参する。

- (3) グループワーク①「教職カルテ」等の相互確認及びシェアリング
- (4) 今後の学習活動計画の作成
- (5) グループワーク②学習活動計画の相互確認及びシェアリング

※第Ⅰ期履修者の(3)～(5)については，第Ⅱ期履修者のアドバイスをもらいながら進める。

「養護教諭免許」の取得を希望する学生さんへ

“養護教諭”とは、小・中・高等学校・特別支援学校の保健室を拠点に、主にこどもたちの保健管理・保健教育・健康相談などを行う教育職員のこと。特別支援学校で障がいのあるお子さんたちを教育する“教諭”とは異なります。

☆養護教諭一種免許の取得を希望する学生は、看護学コースの必修科目に加えて下表の A 欄に示す科目を履修します。在学中に免許申請手続きをし、卒業時に免許状が交付されます。

☆看護学コースで保健師課程を選択履修した場合 (B 欄の科目)、国家試験に合格して保健師資格を得た後で、各自で教育委員会に申請し、養護教諭二種免許を取得することが可能です。

表：琉球大学医学部保健学科で養護教諭の資格を得る際に履修すべき科目と単位数

		A 欄 看護師+養護教諭一種		B 欄 看護師+保健師	
① 共通教育		「憲法概論」「人間関係論」 など 26 単位		「憲法概論」「人間関係論」 など 26 単位	
②保健学科共通の必修基礎科目		22 単位		22 単位	
③専門教育 看護学コース 必修		67 単位		67 単位	
④専門教育 看護学コース 選択	基礎領域	2 単位	・養護概説	5 単位	・保健関係法規 ・保健統計学 ・公衆衛生看護学概論
	実践領域	6 単位	・学校保健学 ・健康教育学 ・ヘルスカウンセリング論	10 単位	・学校保健学 ・健康教育学 ・ヘルスカウンセリング論 ・地域アセスメント ・地域アセスメント実習 ・公衆衛生看護実践学Ⅰ
	展開領域	7 単位	・養護実践演習 ・養護実習 ・教職実践演習 (養護教諭)	10 単位	・公衆衛生看護実践学Ⅱ ・島嶼地域看護論 ・公衆衛生看護実習Ⅰ ・公衆衛生看護実習Ⅱ ・公衆衛生看護管理Ⅰ ・公衆衛生看護管理Ⅱ
⑤教育学部で提供される教職に関する科目		20 単位			
※ 教育学部で提供される科目のうち全学の学生を対象に開講されている「全教」科目を参照し、Web 申請します。→抽選により登録が許可されます。		<ul style="list-style-type: none"> ・教職入門 ・教育原理 ・教育心理学 ・教育課程 A と教育方法 A (教育課程 B と教育方法 B) ・教育相談 (学校カウンセリング) ・道徳教育の理論と実践 ・生徒指導論 ・特別活動論 ・教育社会学 A (教育社会学 B) ・総合的な学習の時間 ・特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援 		<p>※これらは、教育職員として必須の内容を扱う科目です。保健師資格のみで養護教諭として勤務する際は、なんらかの方法で自己学習が必要です。</p>	
合 計		150 単位		140 単位	

※ 保健学科履修要項と、「養護教諭免許を取得する際の履修モデル」を参考にして、計画的に履修しましょう！

【留意事項】

1. 学生保険は、4 年次後期までしっかり加入してください。
2. 1 年間に 2 回「教職履修カルテ」への記載が義務づけられています。カルテへの記載は 4 年次まで継続し、学習の積み重ねを確認できるようになっています。⇒後日あらためて説明します。
3. 養護実習の事前準備；3 年次の 11 月頃、母校の小学校 (または中学校) へ挨拶に行き、4 年次になったときに実習させてもらえるよう依頼して内諾をとります。
4. 養護実習；4 年次の 8 月末～9 月の期間に、4 週間行きます。給食費および実習にかかる費用等は、自己負担です。(五千元～一万円程度)

※ 保健学科は、1 年を 4 つに区分したクォーター科目が導入されています。一方、教育学部で提供される教職科目は前期/後期の 2 学期制です。履修に際して大きな影響があると思われるので、各学期の登録前には必ず下記の担当者に相談しましょう！

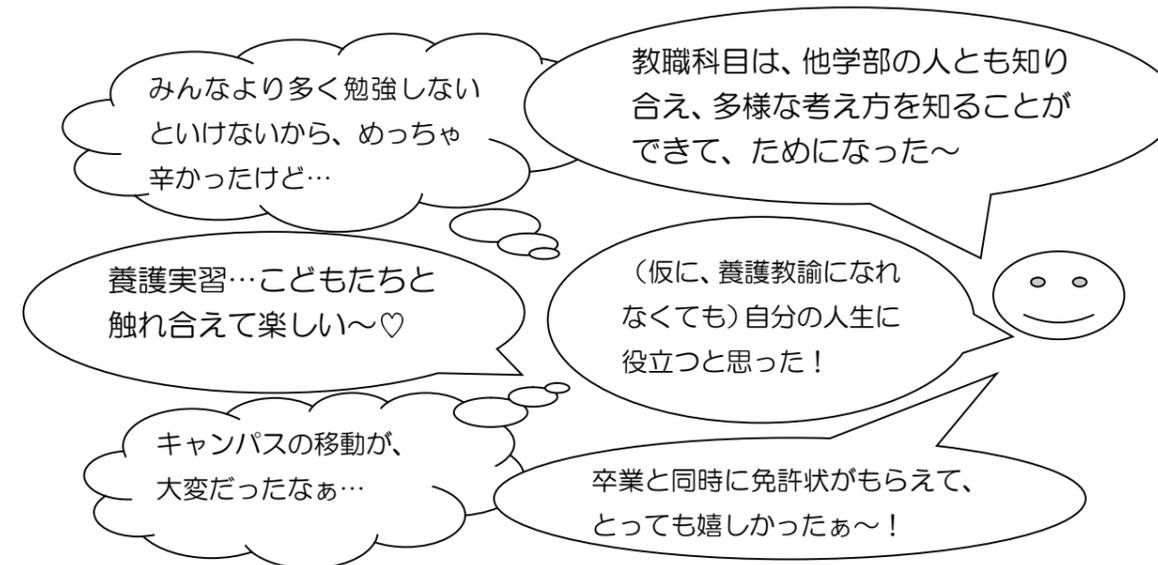
＜問い合わせ先＞

臨床心理・学校保健学分野 (保健学科棟 6 階 619 室または 602 室)

講師：和氣 則江 (わけ のりえ)

Tel：(098) 895-1281 E-mail：waken@eve.u-ryukyu.ac.jp

これまでに、養護教諭一種免許を取得した学生さんの声



養護教諭免許を取得する際の履修モデル (科目の年次別配当一覧)

2022(R4)年度入学生に適用

※ 2022年3月時点の年次配当です。今後、変更することもあり得るので、年度初めに毎年確認してください。

	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業時 取得単位	
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
共通教育	【教養領域】14 ・健康運動系科目(2) ・人文系科目(4) ・社会系科目(4) ▲「憲法概論」 ・自然系科目(4)「ヒトの健康科学」 【基幹領域】10 ・情報関係科目(2)「情報科学演習」 ・外国語科目(8) 【総合領域】2				※ 共通教育科目については、卒業(可能な限り2年前期)までに、各領域で定められた最低履修単位を満たしたうえで、合計26単位以上を修得する。 このうち、「ヒトの健康科学(2単位)」、「情報科学演習(2単位)」は必修である。外国語科目については、「英語(8単位)」または「英語(4単位)と英語以外の1つの外国語(4単位)」を修得する。 なお、養護教諭一種免許を取得希望で2年前期に「教育相談」または「学校カウンセリング」を履修するためには、人文系科目のうち「人間関係論」または「心の科学」を履修しておく必要がある。 ▲ 養護教諭の免許取得を希望する学生は、社会系科目「憲法概論」の修得は必須である。												26単位以上	
保健基礎学 科目必修	・生命倫理学 ・保健福祉政策論 ・解剖学・組織学(3-4Q) ・生理学(3-4Q) ・生化学 ・微生物学 ・栄養学				・薬理学(1-2Q) ・疫学 ・免疫学 ・症候病態論 ・国際環境保健学 ・臨床病態学総論								22単位					
看護学 コース 専門教育 必修	基礎領域	・看護学概論 ・生活援助看護技術 I ★生活援助看護技術実習 I ★地域包括ケア実習 I				・地域看護学 ・高齢期看護学 ・母性看護学 ・フィジカルアセスメント ・成人看護学 ・精神看護学 ・小児看護学				・救急災害援助 ・在宅看護学 ・卒業研究 I (3-4Q)				25単位				
	実践領域					・生活援助看護技術 II (1-2Q) ★生活援助看護技術実習 II ★高齢期看護実習 I ★地域包括ケア実習 II				・母性看護実践学 ・緩和ケア論 ・高齢期看護実践学 ・慢性期看護実践学 ・急性期看護実践学 ・精神看護実践学 ・小児看護実践学 ・在宅看護実践学 ★母性看護実習 ★高齢期看護実習 II ★在宅看護実習				36単位				
	展開領域					・看護システムと国際看護				★成人総合看護実習 ★看護統合実習 ・卒業研究 II (3-4Q)				6単位				
看護学 コース 専門教育 選択	養護教諭必修	・教職入門(1年前期) ・教育原理(1年後期) ※ 教職科目のうち、教育学部提供12科目(20単位)を3年前期までに履修すること。 リフレクシヨニデー				・教育心理学(2年前期) ・教育相談/学校カウンセリング(2年前期) ・教育課程 ・教育方法(2年前期) ・生徒指導論(2年前期) ・道德教育の理論と実践(2年前期/集中講義) ・特別活動論(2年前期/集中講義)				・養護概説 ・学校保健学 ・健康教育学 ・教育社会学A/教育社会学B(3年前期) ・総合的な学習の時間(3年前期) ・特別の支援を必要とする多様な子どもへの理解と支援(3年前期)				・ヘルスカウンセリング論 リフレクシヨニデー ・養護実践演習集中講義(8月中旬~10月初) ・教職実践演習(養護教諭)集中講義 ★養護実習(8月末~9月)				35単位
	保健師必修	(・保健福祉政策論) ・保健関係法規				・保健統計学(・疫学) (・地域看護学)				・公衆衛生看護学概論 ・島嶼地域看護論 (・救急災害援助) ・公衆衛生看護実践学 I ・学校保健学 ・健康教育学 ・地域アセスメント(1-2Q) ★地域アセスメント実習(1-2Q)				・公衆衛生看護実践学 II ・ヘルスカウンセリング論 ・公衆衛生看護管理 I ・公衆衛生看護管理 II ★公衆衛生看護実習 I(8月末~9月) ★公衆衛生看護実習 II(10-11月)				()科目を含めて32単位
	選択科目	・シミュレーション演習 ・早期体験演習 ・保健関係法規 ・看護英語文献講読				・病理学(1-2Q) ・保健統計学 ・看護英語文献講読 ・ウィメンズヘルス ・公衆衛生看護学概論 ・島嶼地域看護論 ・臨床心理学 ・食品衛生学 ・病態生理学				・周産期学 ・がん看護論 ・看護英語文献講読				・看護英語文献講読				

◎クォーター制の実施に伴い、講義・実習が変更することもあります。

卒業要件 合計単位数:126単位以上 (養護教諭一種免許取得希望者は150単位以上になる)